

「(仮称) 静岡市茶どころ日本一条例」骨子案

前 文

○条例制定の背景、趣旨、基本原則などを述べています。

静岡市では、数百年の昔から養生の仙薬といわれるお茶が生産されてきた。市域の至るところにお茶の生産地があり、静岡茶として世界的に有名な緑茶が生産されている。また、平成18年には清水港から初めて、直接、海外へ静岡のお茶が輸出されて100年という大きな節目を迎えている。

お茶は、静岡市の経済において重要な産業であり、静岡市は、全国のお茶の日本一の集積地であり、生産、加工及び流通の中心を担っている。

また、市民には、日常生活で広くお茶を飲用するとともに、お茶に関連する行事や習慣などが根付いており、広く市民生活にお茶の歴史や文化が息づいている。静岡市は、日本一の茶どころである。

しかし、近年、静岡のお茶を取り巻く環境は厳しく、生活環境の変化による茶葉の需要の減少、茶業の収益力の低下、お茶の流通の変化による集散地機能の低下などにより、静岡茶の危機といっても過言ではない状況にある。

茶どころ静岡に住み、働く私たちは、この危機に立ち向かい、先人が築きあげてきた静岡のお茶の文化、産業、歴史などを守り、健康で潤いのある市民生活を築きあげていくことにより日本一の茶どころ静岡を次代に引き継いで行かなければならない。

そのためには、市民、茶業者、市等が互いに連携しながら、総合的な施策を推進することにより、茶どころ静岡を守り、育てていくとともに、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪が広がるようにしなければならない。

我々は、静岡市をだれもがあこがれる日本一の茶どころとして守り育てることを決意してこの条例を制定する。

目 的

○条例制定の目的を述べています。

静岡のお茶に関する文化、産業、歴史等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして次代に継承していくための基本理念及びこれに基づく施策の中心となる事項を定めます。また、市民、茶業者及び市の役割を明らかにすることにより、静岡のお茶の振興のための施策を総合的かつ計画的に実施し、お茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康で文化的な生活の向上を図ることを目的とします。

定 義

○この条例における用語の意義を定めます。

- (1) 静岡のお茶…静岡市内で生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- (2) 茶業…静岡のお茶の生産、加工又は流通に係る事業をいう。
- (3) 茶業者…茶業を営む者をいう。

基本理念

○静岡市を日本一の茶どころとして次代に継承していくための施策について、次に掲げるものを基本理念とします。

- (1) 茶業が地域社会を支え、その活性化に貢献する活力ある産業として維持、発展するよう、地域の特性を活かした収益性の高い健全な経営の確立及び後継者を育成すること。
- (2) 市内の茶産地の環境の保全や茶資源の持続的な利用を図りながら、本市が茶葉の供給の拠点として、将来にわたって安全かつ良質な茶を安定的に供給できるようにすること。
- (3) 静岡のお茶の伝統、文化及び歴史に関する市民の認識を一層深め、健康で潤いのあるお茶のある暮らしを築くこと。
- (4) 市内の自然環境を保全すること等により、お茶には不可欠な良質な水資源のかん養を図ること。
- (5) 生活スタイルの変化に即した新しいお茶の飲み方の開発その他茶葉の新しい利用法の開発を図ること。
- (6) 広く世界に向けて静岡のお茶に関する情報を発信するとともに、日本一の茶どころとしてふさわしいイメージの街並みを築きあげること等により、静岡のお茶の愛好者の増加とその交流を発展させること。

茶業者の役割

○茶業者の役割は、次のとおりです。

- (1) 茶業者は、前述の基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- (3) 茶業者は、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、お茶の

特性をいかし、お茶が市民生活の中でいかされるように、お茶に関する文化、伝統の普及が広く市民等の生活や文化の一部となるよう努めるものとする。

市民の役割

○市民の役割は、次のとおりです。

市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統、文化及び歴史と深くかかわり、静岡のお茶を生活に活用し、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

市の役割

○市の役割は、次のとおりです。

- (1) 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する文化、産業、歴史等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして次代に継承していくための施策に関する総合的な計画（以下「茶どころ日本一計画」という）を策定し、これに基づく施策を実施する。
- (2) 市は、「茶どころ日本一計画」の策定に当たっては、市民、茶業者の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

静岡市茶どころ日本一総合計画

○市が静岡市を日本一の茶どころとして次代に継承していくために策定する総合的な計画に盛り込まれる主な内容です。

- (1) 「茶どころ日本一計画」に定めるべき事項
 - ①茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
 - ②茶業の後継者の育成に関すること。
 - ③茶生産地の環境の保全、水源のかん養、その他茶どころとして必要な自然環境の保全のための施策に関すること。
 - ④安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関すること。
 - ⑤市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関すること。
 - ⑥茶葉の新しい利用法の開発のための施策に関すること。
 - ⑦日本一の茶どころとしてふさわしいまち並みづくりに関すること。

- ⑧世界に向けての静岡のお茶に関する情報の発信に関すること。
- ⑨前号までに規定するもののほか、静岡市を日本一の茶どころとして守り育てていくための施策に関すること。
- (2) 市長は、「茶どころ日本一計画」を策定するに当たっては、あらかじめ、後述の「静岡市茶どころ日本一委員会」の意見を聴くとともに、茶業者をはじめとする市民の意見を広く求めるものとする。
- (3) 市長は、「茶どころ日本一計画」を策定したときは、遅滞なく、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

静岡市茶どころ日本一委員会

○「静岡市茶どころ日本一計画」の策定等のために設置される「静岡市茶どころ日本一委員会」を次のとおり設置します。

- (1) 「茶どころ日本一計画」の策定及びこの計画に基づく施策を推進するため、「静岡市茶どころ日本一委員会（以下「茶どころ日本一委員会」という）を置く。
- (2) 「茶どころ日本一委員会」は、「茶どころ日本一計画」の策定及びこれに基づく施策の推進に関し、市長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。
- (3) 「茶どころ日本一委員会」の組織その他「茶どころ日本一委員会」について必要な事項は、市長が定める。

お茶の日

○「お茶の日」について規定します。

- (1) 静岡のお茶の魅力を国内外へ発信し、市民等が静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、歴史、産業などについて関心を深めるため、「お茶の日」を設ける。
- (2) 「お茶の日」は、「茶どころ日本一委員会」の意見を聴いて市長が定める。
- (3) 市は、「お茶の日」及びその前後の期間において、市民等が静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、歴史、産業などについて関心を深めることのできる行事等を行う等、お茶の日の趣旨の実現に努める。

行政上の措置

○市は、行政上の措置を講じます。

市は、「茶どころ日本一計画」に基づき、市の施設、市の主催する行事、学校教育等市の行う諸活動において、静岡のお茶を活用するよう努める等必要な行政上の措置を講ずる。

財政上の措置

○市長は、財政上の措置を講ずるよう努めます。

市長は、「茶どころ日本一計画」を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

議会への報告等

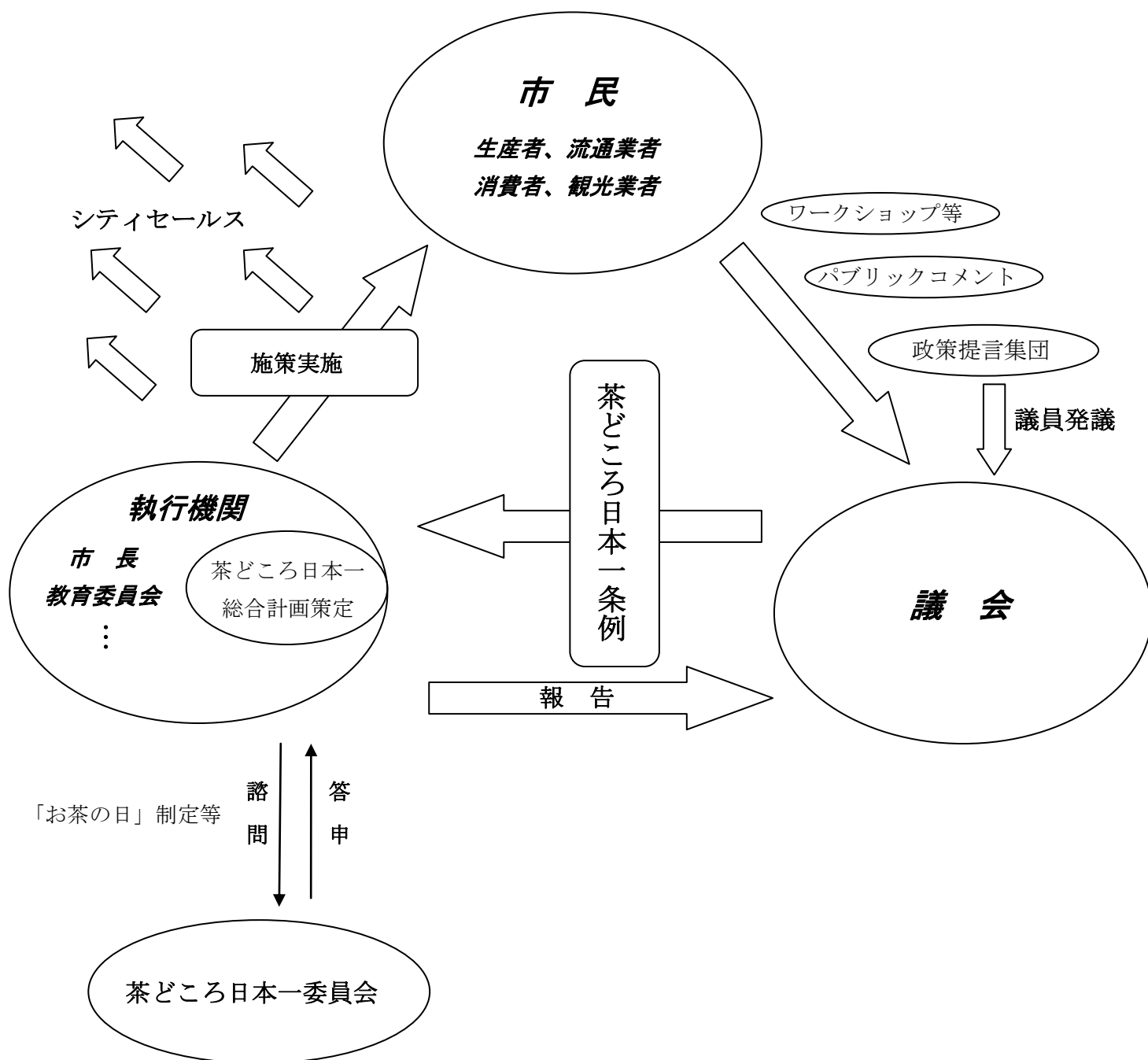
○市長が実施した措置について、議会への報告と市民への公表について述べています。

市長は、毎年度、「茶どころ日本一計画」に基づいて実施した措置について議会に報告するとともに、市民に公表する。

附 則

○この条例の施行日について定めます。

(仮称) 静岡市茶どころ日本一条例骨子 (案) 概念図



(仮称) 静岡市茶どころ日本一条例骨子 (案) 構成図

